

# 少年法「改正」、何が失われようとしているのか

◆特集にあたって——いま「問い」がとられる

「問い」は、ときに事象の根源的な問題を深める契機になる。

法制審議会は、少年法は有効に機能しているとしながら、三年に渡る議論の紆余曲折を経て少年法改正の答申を行った。政府与党・法務省は、民法改正による成年年齢の施行にあわせたいと少年法改正審議を急いでいる。

刑事法・少年法研究者はじめ日本児童青年精神医学会などばかりか、家裁の裁判官、家裁調査官、少年院長や法務教官など少年司法の現場を担ってきた元実務家が相次いで適用年令の引き下げをめぐる少年法改正に強い疑義を提示し、一八・一九歳の年代への教育的機会の保障の重要性を説いている。さらに、

立ち直りに向けた支援活動を行っているNPOや支援団体や個人からも、この年代の少年たちの成長と変化に目を向け、社会はそれに力を注ぐことを求めている。

有効に機能していることが広く認知され、少年司法の法執行・運用の担い手や支援を支える人々が高く評価する「少年法」だが、政府与党は、「適用年令は引き下げない」としながら一八・一九歳を「特定少年」として厳罰化に向けての改正の動きを早めている。

いま、必要な「問い」は何か。いま不可欠な問いは、この改正で事実上「失われていくものは何か」である。

これを探るには、少年法の運用の実情と改正による変化を「知る」ことが不可欠だ。少年司法の現場に何が生まれるのか、関心と改正後への想像力が求められる。

この改正の議論はいかになされてきたのか。背景に何があるのか。刑罰化を進める「厳罰化」は社会に何を生み出すのか。この改正により少年司法の現場に何が起きるのか。それは憲法の理念に基づいて設置された「家庭裁判所」の今後のあり方にもかかっている。私たちは何が失われようとしているのかをみつめ、いま必要な手立て、課題を探るときである。

(編集委員会・佐々木光明)

